



欠格要件について

令和7年度一般廃棄物処理業者講習会
環境局生活環境部廃棄物指導課

一般廃棄物処理業の許可の取消し(法7条の4)

第1項 許可を取り消さなければならない場合

【第1号～第4号】

欠格要件に該当した場合

【第5号】

違反行為をして情状が特に重たい場合、業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認められた場合

【第6号】

不正な手段により業の許可を取得した場合

一般廃棄物処理業の許可の取消し(法第7条の4)

第2項 許可を取り消すことができる場合

- ・事業の用に供する施設又は能力が許可基準に適合しなくなったとき。
(例)運搬車を2台以上保有できなくなった
- ・許可に付した条件に違反したとき。
(例)許可区域外で収集運搬・処分をした

一般廃棄物処理業の許可の取消し(法7条の4)

第1号～第4号 **欠格要件**とは

法に従った適正な業を遂行することが出来ない者を排除するために定めたもの

対象者

法人	⇒	法人、役員、政令使用人、法定代理人等
個人	⇒	個人事業主

欠格要件について

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（役員等）

・「拘禁刑以上の刑」とは→拘禁刑、死刑

※実刑ではなく執行猶予期間でも欠格要件に該当します。

・「執行を受けることがなくなる」とは

→仮釈放後に刑の残余期間を経過した、

刑の時効が成立した、

恩赦決定により刑が免除となった（恩赦法）

（注）役員在任時に刑を受け、その後役員を辞任または退任したとしても、執行を受けることがなくなった日から5年を経過するまでは、欠格要件に該当します

欠格要件について

2. 特定の法律に違反し罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者(法人、役員等)

・「特定の法律」とは

→廃棄物処理法、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、
特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、
ダイオキシン類対策特別措置法、
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、
暴力行為等処罰ニ関スル法律、刑法の一部

欠格要件について

2. 特定の法律に違反し罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者(役員等)

- ・特定の法律の中の「刑法の一部」とは
→ 傷害(第204条)、現場助勢(第206条)、
暴行(第208条)、凶器準備集合及び結集(第208条 の2)、
脅迫(第222条)、背任(247条)

欠格要件について

3. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者(役員等)

※自己破産の経験があっても復権を得ていれば該当なし

**欠格要件に該当したことが判明次第、
速やかに廃棄物指導課へ御相談ください。**